

地震により休業している事業主・労働者の皆様へ

～休業や一時離職する場合の給付金のお知らせ～

① 熊本県内の事業所が地震により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

地震の時点で熊本県内の事業所で勤務していた方が、災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含みます）は、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 熊本県内の事業所が災害により、休止・廃止した場合が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。)

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助成金を利用できません（熊本地震の影響による休業であれば熊本県以外の事業所でも利用できます）。

- 労働者に支払った休業手当相当額の
4／5（中小企業の場合）又は2／3（大企業の場合）を助成します
ただし、九州各県外の事業所については2／3（中小企業）又は1／2（大企業）
- 地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します
 - ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
 - ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

詳細な内容や、お困りのことがあれば、最寄りの労働局又はハローワークへご相談ください。
熊本県内に事業所がある場合は裏面を参照ください。

熊本労働局管内ハローワーク一覧表

① 事業所が地震により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特例措置】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
熊本労働局職業安定部 職業安定課	〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 9 階	096-211-1703
ハローワーク熊本	〒862-0971 熊本市中央区大江 6-1-38	096-371-8609
ハローワーク上益城 (出張所)	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見 395	096-282-0077
ハローワーク八代	〒866-0853 八代市清水町 2-67	0965-31-8609
ハローワーク菊池	〒861-1331 菊池市隈府 771-1	0968-24-8609
ハローワーク玉名	〒865-0064 玉名市中 1334-2	0968-72-8609
ハローワーク天草	〒863-0050 天草市丸尾町 16-48	0969-22-8609
ハローワーク球磨	〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町 1602-1	0966-24-8609
ハローワーク宇城	〒869-0502 宇城市松橋町松橋 266	0964-32-8609
ハローワーク阿蘇	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地 2318-3	0967-22-8609
ハローワーク水俣	〒867-0061 水俣市八幡町 3-2-1	0966-62-8609

② 地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
熊本労働局職業安定部 職業対策課分室	〒860-0051 熊本市西区二本木 2-7-2 ヴァール熊本駅前 2 階	096-312-0086

※1 下記 QR コードより、熊本労働局 HP へアクセスできます。

※2 熊本県以外の方は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

